

広報調査員（非常勤職員）の採用について

職種	内閣官房内閣広報室広報調査員（非常勤職員）
職務の内容及び待遇等	<p>1. 職務内容</p> <p>① 国際広報戦略の企画・立案及び国際広報事業の実施</p> <p>② 国際広報に関する各省庁・企業・NPO 組織等との調整</p> <p>③ 英語によるホームページ及びツイッターやフェイスブック等ソーシャルメディアの企画・立案・運営 等</p> <p>2. 待遇等</p> <p>(1) 一般職の職員の給与に関する法律(昭和 25 年法律第 95 号)に基づき、学歴、就職後の経験年数等を勘案し、常勤職員との権衡を考慮して支給します。</p> <p>(2) 通勤手当については、一般職の職員の給与に関する法律(昭和 25 年法律第 95 号)に基づき支給します。</p> <p>(3) 賞与・昇給はありません。</p> <p>(4) 健康保険、厚生年金保険等の適用の対象となる場合があります。</p>
求める人材	グローバルな視点で、政治、経済、環境問題等において高い知識を有し、英語に精通し、企業等における広報、調査分析等の企画・立案などの実務経験を有する者。
応募資格	<p>1. 次のいずれかに該当する者は、今回の募集に応募できません。</p> <p>(1) 日本国籍を有しない者</p> <p>(2) 成年被後見人、被保佐人</p> <p>(3) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(4) 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者</p> <p>(5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p>
選考方法	<p>一次選考：書類審査、二次選考：面接</p> <p>※書類審査の結果、二次選考（面接）を行うこととなった方のみに二次選考の日時・場所等をご連絡いたします。</p>
勤務条件	<p>勤務地：東京都千代田区永田町 1-6-1 内閣府庁舎等</p> <p>勤務時間：週 5 日、週 29 時間以内</p> <p>土・日・祝日及び年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）は休み</p>
採用予定人数	1 名
採用予定期間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日まで（予定） （職務状況等によって任期変更・更新もあり得ます。）
応募受付期間	平成 30 年 3 月 16 日（金）

<p>問い合わせ先</p>	<p>(電子メールアドレス) g.naikou.soumu.s3m@cas.go.jp</p> <p>※採用に関するお問い合わせは、電子メールにてお受けいたします。質問事項、氏名、連絡先を明記の上、上記アドレス宛てにご送付ください。受領後、担当者よりご連絡させていただきます。(電話によるお問い合わせはお受けいたしかねますので、ご遠慮いただきますようお願いいたします。)</p>
<p>応募要領</p>	<p>1. 応募方法</p> <p>下記提出書類を担当あて送付してください。封筒表面に「国際広報広報調査員募集書類」と明記してください。応募書類は返却いたしません。なお、応募書類に記載された個人情報につきましては、本採用に関する手続き以外の目的には使用いたしません。</p> <p>2. 提出書類</p> <p>① 履歴書(市販の用紙で可) ※写真貼付</p> <p>② 志望理由をまとめたもの(A4縦、横書)</p> <p>③ これまでに従事した業務の内容を具体的にまとめたもの(A4縦、横書)</p> <p>※専門知識、経験に関する資料、資格に関する証明書類があれば、写しをご提出ください。</p> <p>3. 提出先</p> <p>〒100-8968 東京都千代田区永田町 1-6-1</p> <p>内閣官房内閣広報室 総務担当</p>
<p>留意事項</p>	<p>採用後、当該非常勤職員の現に所属するか又は過去2年間に属していた事業者等については、当該非常勤職員が妥当性評価及び助言等を行う調達案件には入札できませんので、予めご了承ください。</p>
<p>備考</p>	